

# 平成29年度 いそごサロン事業助成金

## 目的

「身近な地域の支えあい」「地域ぐるみの健康づくり」等(第3期磯子区地域福祉保健計画地区別計画共通テーマ)を推進するためのサロン事業に助成します。



磯子区地域福祉保健計画の案内役「梅さん」

### サロン事業とは・・・

地域にお住まいの方々が気軽に集える場所をつくり「生きがいつくり」「仲間づくり」をすすめる事業(活動)です。

## 1 対象事業

平成29年4月1日(土)～平成30年3月31日(土)までの期間に磯子区内の自治会・町内会エリアで開催する茶話会等のサロン事業

## 2 助成金額

予算限度内で下記内容に助成します。申込時期により助成内容が変わります。

	7月18日～9月29日までの申込	10月2日～12月28日までの申込
(1)	年間10回以上(※)の開催で 年額20,000円	年間5回以上(※)の開催で 年額10,000円
(2)	年間20回以上(※)の開催で 年額40,000円	年間10回以上(※)の開催で 年額20,000円
(3)	年間30回以上(※)の開催で 年額60,000円	年間15回以上(※)の開催で 年額30,000円
(4)	年間40回以上(※)の開催で 年額80,000円	年間20回以上(※)の開催で 年額40,000円

※申込時は見込み数で構いませんが、報告時に条件を満たしていない場合は返還していただくことがあります。

## 3 助成条件

- ・ 所定の開催回数を満たすこと
- ・ 年齢、性別を問わず誰でも参加可能な事業であること
- ・ 構成メンバーが磯子区在住の方を5人以上(同一家族を除く)含んでいること
- ・ 他グループと構成メンバーが重複しないこと
- ・ 横浜市の補助(スイッチ ON 磯子事業補助金等)・助成・委託事業や区社協の補助・助成(ふれあい助成金等)事業ではないこと
- ・ 自治会町内会、区役所、地域ケアプラザへの情報提供に 응じられること
- ・ 区社協職員からの協力要請(訪問調査等)に 応じられること

#### 4 申込方法

申込書・収支予算書・名簿を提出してください。

#### 5 申込期間 <先着順>

平成 29 年 7 月 18 日（火）～12 月 28 日（木）

土日祝日を除く 9 時～17 時

※予算限度に達した場合は上記期間内であっても受付を終了することがあります。

#### 6 Q&A

●ご近所のお友達 5 人と集まっているお茶会です。

●子育てサークルですが、5 人で集まっています。

⇒同一家族でない磯子区内在住の方が 5 人いらっしゃればお申し込みできます。

●マンション内に自治会室がないので、自治会長さんのご自宅を会場に数人で集まっています。トイレ等お借りしているので、1 回何百円かお礼を払いたいと思うのですが・・・

⇒会場代としてお申し込みできます。

●助成金はどのような経費に充てられますか

⇒会場代・消耗品費・印刷代・食材費等は対象経費となります。ただし、飲酒代・打合せ時の経費等は助成対象外です。

●区社協職員からの協力要請に応じられることとはどのような内容ですか

⇒サロン事業に関する調査や要望・課題・意見などを区社協に寄せていただきます。

この助成金を通してサロン事業の普及・推進に区社協とともに協力していただきます。

●申し込みからどのくらいの期間で助成金が振り込まれますか

⇒審査の後、助成までに 1 か月程度を予定しています。



#### 7 申込・問い合わせ先

社会福祉法人 横浜市磯子区社会福祉協議会  
磯子区磯子 3-1-41 磯子センター5階

TEL 751-0739 FAX 751-8608

(月曜日～金曜日 9:00～17:00)